佐野市立田沼東中学校いじめ防止基本方針

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義として、家庭、地域及び関係諸機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが求められる問題です。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切です。

本校では、学校教育目標に掲げる「ひろく豊かな心を育てる生徒」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に向けて取り組んでいきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ等の問題行動に対し、迅速かつ的確な対応をとるために、校長、教頭をはじめとする 関係職員で構成する「いじめ対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通した未然防止対策を 行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際は早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修や共通理解を図る場の設定を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」のための指導や授業実践に取り組みます。
- 自己有用感(他者や集団との関係の中で自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚) 自尊感情(自分に対する肯定的感情であり、自分の短所や欠点も含めて自分で自分を価値ある ものとする感情)を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進し ます。
- 全ての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 生徒を取り巻くインターネットや携帯電話などの現状把握に努めるとともに、情報化社会に おけるルールやマナー等について、保護者と連携して適切な指導を行います。また、生徒及び 保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて行 われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、生徒や保護者に対する必要な 啓発活動を実施します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼 関係を築くように心がけるとともに、日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、 生徒の表情や行動の変化にも配慮します。
- あそびやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなどの把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら早期発見に努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織 的に対応します。
- いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行います。
- 地域や保護者、関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒の精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安感を取り除くとともに、いじめられている生徒や保護者の立場に立って全力で守り抜くという姿勢を基盤に継続して支援します。さらに、生徒のもっている良さや持ち味に気付かせ、伸ばし自信をもたせるよう指導・援助します。
- いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、決して許さないという毅然とした態度で指導 に当たるとともに、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように する指導を根気強く行います。
- 加害・被害の子どもだけでなく、周りの子どもに対しても適切な指導を行うことにより、自 分たちでいじめの問題を解決する力を育成します。
- 保護者、学校が協力関係を深めながら連携し、よりよい人間関係を築くために、それぞれの 持ち味を生かし、協力し合いながら解決を図ります。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織として指導します。